

令和 5 年

上尾市議会 3 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 1 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 4 号） ……	別冊
議案第 2 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 5 号） ……	別冊
議案第 3 号	令和 4 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 3 号） ……	別冊
議案第 4 号	令和 4 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） ……	別冊
議案第 5 号	令和 4 年度上尾市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号） ……	別冊
議案第 6 号	令和 5 年度上尾市一般会計予算 ……	別冊
議案第 7 号	令和 5 年度上尾市国民健康保険特別会計予算 ……	別冊
議案第 8 号	令和 5 年度上尾市介護保険特別会計予算 ……	別冊
議案第 9 号	令和 5 年度上尾市後期高齢者医療特別会計予算 ……	別冊
議案第 1 0 号	令和 5 年度上尾市水道事業会計予算 ……	別冊
議案第 1 1 号	令和 5 年度上尾市公共下水道事業会計予算 ……	別冊
議案第 1 2 号	上尾市犯罪被害者等支援条例の制定について ……	1
議案第 1 3 号	上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の制 定について ……	5
議案第 1 4 号	上尾市学校給食運営委員会条例の制定について ……	8
議案第 1 5 号	上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条 例の制定について ……	1 1
議案第 1 6 号	上尾市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定 について ……	1 2
議案第 1 7 号	上尾市かわまちづくり協議会条例の制定について ……	1 4
議案第 1 8 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改 正する条例の制定について ……	1 7
議案第 1 9 号	上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化 の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改 正する条例の制定について ……	1 9
議案第 2 0 号	上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定に ついて ……	2 9

議案第 2 1 号	上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について……………	3 0
議案第 2 2 号	上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 7
議案第 2 3 号	上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 9
議案第 2 4 号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 0
議案第 2 5 号	上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 1
議案第 2 6 号	専決処分の承認を求めることについて……………	4 5
議案第 2 7 号	市道路線の認定について……………	5 0
議案第 2 8 号	市道路線の廃止について……………	5 1
議案第 2 9 号	市道路線の認定について……………	5 2
議案第 3 0 号	市道路線の廃止について……………	5 3
議案第 3 1 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	5 4
議案第 3 2 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	5 5
議案第 3 3 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	5 6
議案第 3 4 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	5 7
議案第 3 5 号	政治倫理審査会委員の委嘱について……………	5 8

議案第 1 2 号

上尾市犯罪被害者等支援条例の制定について
上尾市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の回復及び軽減を図り、もって市民等の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。第 5 号、第 8 条及び附則第 2 項において同じ。）により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (2) 犯罪被害者等の支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する取組をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、通学し、又は活動する個人及び団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (6) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念の下に、推進されなければならない。

(1) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行うこと。

(2) 犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害すること並びに二次的被害を生じさせることのないよう行うとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（次条及び第6条において単に「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等と連携し、及び協力するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

(相談等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相

談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項の規定による相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた犯罪等（規則で定めるものに限る。附則第2項において同じ。）の被害による経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、当該犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

(人材の育成等)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供、助言その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見等の反映)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

提案理由

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念及び施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進したいので、この案を提出する。

議案第 13 号

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例の制定について
上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会条例

(設置)

第 1 条 部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備を推進するため、上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「部活動の地域移行」とは、上尾市立の中学校（以下単に「学校」という。）における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 市内において芸術及び文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 学校の校長、教員、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 78 条の 2 の部活動指導員をいう。）その他の学

校関係者

(5) 学校に在学する生徒の保護者を代表する者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第27号の4の次に次の1号を加える。

(27)の5 上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会委員

別表第1の27の4の項の次に次のように加える。

27 の5	上尾市立中学校部活動地域移行推進 協議会 委員長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
----------	--------------------------------------	------------------------

提案理由

部活動の地域移行の推進に関し必要な事項を調査審議するため、附属機関として上尾市立中学校部活動地域移行推進協議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第14号

上尾市学校給食運営委員会条例の制定について
上尾市学校給食運営委員会条例を次のように定める。

令和5年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市学校給食運営委員会条例

(設置)

第1条 上尾市立小学校及び中学校（第3条第2項において「学校」という。）における学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。次条において同じ。）を適正に運営するため、上尾市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校給食の実施に関する計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食の運営に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校の校長を代表する者
- (2) 学校に在学する児童又は生徒の保護者を代表する者
- (3) 学校の学校医を代表する者
- (4) 学校の学校薬剤師を代表する者
- (5) 本市を所管する保健所の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第54号を次のように改める。

(54) 学校給食運営委員会委員

別表第1の54の項を次のように改める。

54	学校給食運営委員会	
	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

(上尾市立中学校給食共同調理場条例の一部改正)

3 上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

(上尾市立中学校給食共同調理場条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、現に上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会の委員である者の任期は、前項の規定による改正前の上尾市立中学校給食共同調理場条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

提案理由

上尾市立小学校及び中学校における学校給食を適正に運営するため、附属機関として上尾市学校給食運営委員会を設置したいので、この案を提出する。

議案第15号

上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
上尾市子ども・子育て会議条例（平成25年上尾市条例第31号）の一部
を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1項中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改め
る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、
この案を提出する。

議案第16号

上尾市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市環境審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市環境審議会条例の一部を改正する条例

上尾市環境審議会条例（平成6年上尾市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に5人以内の臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 識見を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

第4条第1項本文中「委員」の次に「（臨時委員を除く。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「委員」の次に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「委員」の次に「及び臨時委員」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

第6条第2項中「委員」の次に「（特別の事項を調査審議する場合においては、そのために置かれた臨時委員を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に改める。

第8条を次のように改める。

（部会）

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会を組織する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、第6条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

第9条中「、審議会が」を「審議会が、部会の運営に関し必要な事項は部会が、それぞれ」に改め、同条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(庶務)

第9条 審議会及び部会の庶務は、環境経済部において処理する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

上尾市ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素化に関する施策について集中的に調査審議するため、上尾市環境審議会に臨時委員及び部会を設けたいので、この案を提出する。

議案第17号

上尾市かわまちづくり協議会条例の制定について
上尾市かわまちづくり協議会条例を次のように定める。

令和5年2月17日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市かわまちづくり協議会条例

(設置)

第1条 地域の資源である荒川河川敷の利活用等について協議し、もって本市におけるかわまちづくりを推進するため、上尾市かわまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「かわまちづくり」とは、河川及びまちが融合した良好な空間形成を目指す取組をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 荒川河川敷の堤防整備及び利活用に関すること。
- (2) かわまちづくりに関する計画の策定及び変更に関すること。
- (3) かわまちづくりの推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、かわまちづくりに関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 平方地区を代表する者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 市職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、

その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第13号の4を次のように改める。

(13)の4 かわまちづくり協議会委員

別表第1の13の4の項を次のように改める。

13	かわまちづくり協議会	
の4	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

(この条例の失効)

3 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

地域の資源である荒川河川敷の利活用等について協議するため、附属機関として上尾市かわまちづくり協議会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 25 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 55 の項を 57 の項とし、21 の項から 54 の項までを 2 項ず
つ繰り下げ、同表 20 の項中「特例許可の」を「特例の許可の」に改め、同
項を同表 21 の項とし、同項の次に次のように加える。

22 法第 58 条第 2 項の規定 に基づく建築物の高さの最高 限度の特例の許可の申請に対 する審査	高度地区内における建 築物の高さの最高限度 の特例許可申請手数料	1 件につき 16 万円
--	--	-----------------

別表第 2 中 19 の項を 20 の項とし、16 の項から 18 の項までを 1 項ず
つ繰り下げ、同表 15 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又
は第 4 項各号」に改め、同項を同表 16 の項とし、同表中 14 の項を 15 の
項とし、11 の項から 13 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、10 の項の次に次
のように加える。

11 法第 52 条第 6 項第 3 号 の規定に基づく建築物の容積 率に関する特例の認定の申請 に対する審査	建築物の容積率の特例 認定申請手数料	1 件につき 2 万 7, 000 円
--	-----------------------	---------------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の特例の認定等の申請に係る手数料を定めたいので、この案を提出する。

議案第 19 号

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例及び上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

(上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成 28 年上尾市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項手数料の金額の欄中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同欄第 2 号中「第 10 条第 2 号イ及びロ」を「第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号の次に次のように加える。

- | |
|--|
| (3) (1)以外の場合で、省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの |
| ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 |
| (ア) 床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの 2 万円 |
| (イ) 床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの 2 万 2,000 円 |
| イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 |
| (ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 3 万 8,000 円 |
| (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メ |

ートル未満のもの 6万6,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12万1,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 18万3,000円

別表4の項手数料の金額の欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同欄第2号中「第10条第2号イ及びロ」を「第10条第2号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号の次に次のように加える。

(3) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万1,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万9,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万1,500円

別表6の項中「建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料」を「建築物エネルギー消費性能認定申請手数料」に改め、同項手数料の金額の欄第3号イ(ア)中「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)」を削る。

(上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第2条 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例（平成25年上尾市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表1の項手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

(1) 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 5,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 2万3,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 5万2,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万4,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万1,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 1万9,000円

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万1,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 9万4,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 14万9,000円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方

メートル未満のもの 18万8,000円

(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの
23万5,000円

(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 4万4,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 8万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 13万5,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 23万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 33万円

(3) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 3万8,

000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 6万6,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 12万1,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 18万3,000円

(4) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 26万7,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 33万4,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 43万2,000円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 61万6,000円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 75万9,000円

カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 89万8,000円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 102万4,000円

(5) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 10万2,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 13万円

- ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 17万1,000円
- エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 27万7,000円
- オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 36万2,000円
- カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 43万5,000円
- キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万円

別表3の項手数料の金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

- (1) 変更後の低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 2,500円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 1万1,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 2万6,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 4万7,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メ

ートル未満のもの 9, 500円

(ウ) 床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 1万5, 500円

(エ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 4万7, 000円

(オ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 7万4, 500円

(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5, 000平方メートル未満のもの 9万4, 000円

(キ) 床面積の合計が2万5, 000平方メートル以上のもの
11万7, 500円

(2) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 2万円

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 2万2, 000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 4万円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 6万7, 500円

(ウ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 11万5, 000円

(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上のもの 16万5, 000円

(3) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (7) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1万円
- (4) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 1万1,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (7) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1万9,000円
- (4) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 3万3,000円
- (7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 6万500円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 9万1,500円
- (4) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 13万3,500円
- イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16万7,000円
- ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21万6,000円
- エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 30万8,000円
- オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 37万9,500円
- カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 44万9,000円
- キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 51万2,000円
- (5) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基

準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる
区分に応じそれぞれ次に定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5万1,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 6万5,000円

ウ 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 8万5,500円

エ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 13万8,500円

オ 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 18万1,000円

カ 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 21万7,500円

キ 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの 25万5,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(令和4年上尾市条例第35号)附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合の手数料については、第2条の規定による改正後の上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例別表3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等に係る手数料を見直したいので、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市立保育所条例の一部を改正する条例

上尾市立保育所条例（平成 27 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

別表 3 の項を次のように改める。

3	上尾市立大谷西保育所	上尾市老丁目東 22 番地 1	90 人
---	------------	-----------------	------

別表に次のように加える。

14	上尾市立紅花保育園	上尾市大字久保 362 番地 3	60 人
----	-----------	---------------------	------

別表備考中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援複合施設内に上尾市立大谷西保育所を開所するとともに、上尾市立西上尾第一保育所を閉所するほか、私立保育所の紅花保育園の閉園を受け、同園を市立保育所として時限的に運営したいので、この案を提出する。

議案第 21 号

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第50条中「第33条まで」の次に「(第26条を除く。)」を加える。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第33条まで」の次に「(第26条を除く。)」を加え、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条第6項中「あるのは「しない」と」の次に「、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と」を、「第4項中」の次に「「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、」を、「前項中」の次に「「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、」を加える。

(上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年上尾市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。
第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確

認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年上尾市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第164号」の次に「。第12条において「法」という。」を加える。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安

全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定、第50条の改正規定、第51条第3項の改正規定（「第33条まで」の次に「（第26条を除く。）」を加える部分に限る。）及び第53条の改正規定、第2条中上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定並びに第3条中上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新保育条例」という。）第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（新保育条例第3条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいい、新保育条例第6条第1項に規定する居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）において利用乳幼児（新保育条例第2条に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の送迎を目的とした自動車（新保育条例第7条の3第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の同条第1項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

内閣府令及び厚生労働省令の改正に伴い、本市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を当該内閣府令及び厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出する。

議案第 22 号

上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例
(上尾市つくし学園条例の一部改正)

第 1 条 上尾市つくし学園条例(平成 18 年上尾市条例第 42 号)の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市児童発達支援センターつくし学園条例

第 1 条を次のように改める。

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 4
条第 2 項に規定する障害児の福祉の増進を図るため、法第 43 条第 1 号
に規定する福祉型児童発達支援センターとして上尾市児童発達支援セン
ターつくし学園(以下「学園」という。)を上尾市壺丁目東 22 番地 1
に設置する。

第 1 条の 2 第 1 項中「(次項において「保育所等訪問支援」という。)」
及び「(次項において「障害児相談支援」という。)」を削り、同条第 2
項を削る。

第 2 条中「40 人とし、分室の通園定員は 10 人」を「、70 人」に改
める。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条中「学園等」を「学園」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条第 1 項並びに第 2 項第 1 号及び第 3 号中「学園等」を「学園」に
改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「学園等」を「学園」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条中「学園等」を「学園」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条第 5 号中「学園等」を「学園」に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条中「又は分室」を削り、同条を第 8 条とし、第 11 条を第 9 条
とする。

第12条中「園長」を「、園長」に改め、「を置き、分室に管理者その他必要な職員」を削り、同条を第10条とする。

第13条中「学園等」を「学園」に改め、同条を第11条とする。

(上尾市児童発達支援センターつくし学園条例の一部改正)

第2条 上尾市児童発達支援センターつくし学園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター」を「第43条に規定する児童発達支援センター」に改める。

第1条の2中「第43条第1号に定める支援」を「第43条の規定による法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援及び必要な援助」に、「法第6条の2の2第6項」を「同条第5項」に、「同条第7項」を「同条第6項」に改める。

第8条第1項中「同条第9項」を「同条第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援複合施設内に上尾市つくし学園を移転し、通園定員を増員するほか、児童福祉法の一部改正に伴う所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例の一部を改正する条例
の制定について

上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例の一部を改正する条例
上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例（平成 22 年上尾市条例第
38 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項第 1 号及び第 6 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改
める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改
正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険条例（昭和 34 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、次項本文の場合を除き、40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に、「40 万 8,000 円に」を「48 万 8,000 円に」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険条例第 6 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出産した被保険者に対する出産育児一時金の支給について適用し、施行日前に出産した被保険者に対する出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、本市における出産育児一時金の支給額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 7 年上尾市条例第 25
号）の一部を次のように改正する。

第 25 条第 1 項中「を適正処理困難物として」を「（第 3 項及び第 27 条
第 1 項において「適正処理困難物」という。）を」に改める。

第 27 条第 1 項中「徴収できる」を「徴収することができる」に、「別表
に掲げる額」を「別表第 1 に掲げる区分に応じ算定した額（当該一般廃棄物
が適正処理困難物のうち規則で定める品目に該当するときは、別表第 1 に掲
げる区分に応じ算定した額に当該品目ごとに規則で定める額を加えて得た
額）」に改め、同条第 2 項中「費用」を「費用の額」に、「別表に掲げる額」
を「別表第 2 により算定した額」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項に定める手数料及び前項に定める費
用の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 27 条関係）

一般廃棄物の処理手数料

区分	単位	収集及び運搬 に関する手数料	処分に関 する手数料	備考
一般家庭 から生じ たし尿	1 世帯につき 月額	基本料金 4 50 円 1 人につき 270 円		無臭トイレ等の 改良便槽の場合 にあつては、1 世帯 330 円を 加算する。
事業所等 から生じ たし尿	36 リットル につき（体積 が 36 リット ルを超える場	270 円		体積が 36 リッ トル未満である 場合にあつては 、当該体積を 3

	合にあっては、その超えるもの36リットルにつき)			6リットルとして手数料を徴収する。
犬、猫等の動物の死体	1体につき	1,300円	700円	1箇所から2体以上の動物の死体を収集し、及び運搬する場合には、1回を単位として収集及び運搬に関する手数料を徴収する。
一般家庭から生じた多量ごみ又は粗大ごみで、当該一般家庭が自ら搬入したもの	10キログラムにつき（重量が10キログラムを超える場合には、その超えるもの10キログラムにつき）		100円	重量が10キログラム未満である場合には、当該重量を10キログラムとして手数料を徴収する。
一般家庭から生じた粗大ごみで、市が戸別収集するもの	1点につき	150円	100円	粗大ごみが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算する。 (1) 1辺の大きさが1メートルを超え、2メートル以内のもの 250円 (2) 1辺の大きさが2メートルを超えるもの 500円
事業活動によって生じた一	10キログラムにつき（重量が10キロ		250円	重量が10キログラム未満である場合にあって

一般廃棄物	グラムを超え る場合にあっては、その超えるもの10 キログラムに つき)		は、当該重量を 10キログラム として手数料を 徴収する。
-------	---	--	--

注

- 1 この表において「事業所等」とは、事業所、寮その他多数の者が利用する施設をいう。
- 2 この表において「多量ごみ」とは、引っ越しその他の臨時的な事由により生じたごみをいう。
- 3 この表において「粗大ごみ」とは、たんす、机その他の家具等をいう。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第27条関係）

産業廃棄物の処分費用

単位	処分費用	備考
10キログラムにつき（重量が10キログラムを超え る場合にあっては、その超えるもの 10キログラムにつき）	250円	重量が10キログラム未満である場合にあっては、当該重量を10キログラムとして手数料を徴収する。

注 産業廃棄物の処分については、第23条第2項の規定に基づき規則で定める産業廃棄物の処分に限る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の上尾市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1（一般家庭から生じた粗大ごみで、市が戸別収集するものに係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）（令和5年7月1日以後に収集し、運搬し、

及び処分するものに限る。)の処理手数料について適用する。

3 新条例別表第1(一般家庭から生じた粗大ごみで、市が戸別収集するものに係る部分を除く。)は、令和5年7月1日以後に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物の処理手数料並びに処分する産業廃棄物(法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の処分費用について適用する。

4 令和5年7月1日前に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物の処理手数料並びに処分する産業廃棄物の処分費用については、なお従前の例による。

(準備行為)

5 新条例第27条第1項に定める手数料又は同条第2項に定める費用の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

上尾市西貝塚環境センターの老朽化に伴う運営経費の増加、粗大ごみの戸別収集に係る申込みの増加等の現状を踏まえ、廃棄物の処理手数料等の額及びその徴収方法を見直したいので、この案を提出する。

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 13 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項本文の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

航空運賃の高騰により一般競争入札が成立しなかった中学生海外派遣研修業務委託契約を再度の入札に付するため、当該契約に係る債務負担行為をすることができる限度額を増額して計上した令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 13 号）を緊急に編成する必要が生じ、令和 5 年 2 月 1 日専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出する。

専 決 処 分 書

令和4年度上尾市一般会計補正予算(第13号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月1日

上尾市長 島山 稔

令和4年度上尾市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

(変更)

単位：千円

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
中学生海外派遣研修業務	令和4年度から令和5年度まで	13,968	補正前と同じ	18,390

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
中学生海外派遣研修業務	18,390	—	—	5	18,390					18,390

議案第 27 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
31201号線	上尾市本町六丁目54 7番地先	上尾市本町六丁目54 7番地先	
31202号線	上尾市緑丘二丁目51 6番地先	上尾市緑丘二丁目51 6番地先	
31203号線	上尾市緑丘一丁目52 3番地先	上尾市緑丘一丁目52 3番地先	
31204号線	上尾市二ツ宮1092 番地先	上尾市二ツ宮1092 番地先	
51150号線	上尾市大字瓦葺字前原 2042番地先	上尾市大字瓦葺字前原 2042番地先	
51151号線	上尾市大字瓦葺字稻荷 八ツ山2153番地先	上尾市大字瓦葺字稻荷 八ツ山2149番地先	
51152号線	上尾市日の出二丁目4 30番地先	上尾市日の出二丁目3 40番地先	

提案理由

都市計画法の規定に基づき市に帰属した道路を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 28 号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
10594号線	上尾市中分三丁目13 7番地先	上尾市中分三丁目13 5番地先	

提案理由

農村総合整備事業の完了に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 29 号

市道路線の認定について

下記のとおり路線を認定することについて、議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線認定調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1063号線	上尾市柏座二丁目55 2番地先	上尾市西宮下一丁目2 25番地先	

提案理由

都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、路線の再編成を行うため、新設路線を市道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 30 号

市道路線の廃止について

下記のとおり路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

路線廃止調書

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1063号線	上尾市柏座二丁目55 2番地先	上尾市西宮下四丁目2 52番地先	

提案理由

都市計画道路西宮下中妻線の整備に伴い、路線の再編成を行うため、市道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第 3 1 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

関 篤

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員関篤氏の任期は、令和 5 年 3 月 3 1 日で満了となるが、同氏を再び委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 3 2 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

関 根 貴 生

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員関根貴生氏の任期は、令和 5 年 3 月 3 1 日で満了となるが、同氏を再び委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 33 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

三 角 元 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員三角元子氏の任期は、令和 5 年 3 月 31 日で満了となるが、同氏を再び委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第 12 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 3 4 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 5 年 2 月 1 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

渡 辺 英 人

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員渡辺英人氏の任期は、令和 5 年 3 月 3 1 日で満了となるが、同氏を再び委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第 1 2 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

議案第 35 号

政治倫理審査会委員の委嘱について

上尾市政治倫理審査会委員に下記の者を委嘱することについて、同意を求めらる。

令和 5 年 2 月 17 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

佐 藤 久 美 子

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

政治倫理審査会委員船川喜正氏の任期は、令和 5 年 3 月 31 日で満了となるが、後任として佐藤久美子氏を委嘱することについて同意を得たいので、上尾市長等政治倫理条例第 12 条第 1 項の規定により、この案を提出する。

